



宮 崎 県 公 報

平成26年 5 月15日 (木曜日) 第 2590 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

目 次

規 則

○使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条
例の一部の施行期日を定める規則…………… (財政課) 1

告 示

- 救急病院の認定…………… (医療業務課) 1
- 指定自立支援医療機関 (精神通院医療) の指定 (障害福祉課) 1
- 歳入の収納の事務の委託…………… (山村・林振興課) 1
- 道路の区域の変更 (2 件)…………… (道路保全課) 2
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定…………… (砂防課) 2
- 土砂災害警戒区域の指定…………… (") 2
- 土砂災害特別警戒区域の指定…………… (") 4
- 包括外部監査契約の締結…………… (監査事務局) 5

公 告

- 毒物劇物取扱者試験の実施…………… (医療業務課) 5
- 大規模小売店舗の新設に関する届出…………… (商工政策課) 5
- 大規模小売店舗の変更に関する届出 (2 件) …… (") 6
- 地図及び簿冊の認証…………… (農村計画課) 7
- 土地改良区の役員の就退任の届出 (3 件) …… (農村整備課) 7
- 土地改良区の定款変更の認可…………… (") 8
- 県営土地改良事業計画の策定…………… (") 8
- 建設業法に基づく建設業者の営業停止の命令…………… (管理課) 8
- 公共測量終了の通知…………… (") 8
- 入札公告…………… 8

公安委員会規則

○宮崎県道路交通法施行細則の一部を改正する規
則……………10

公安委員会公告

○警備員指導教育責任者講習の実施について……………13

規 則

使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。
平成26年 5 月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第33号

使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例 (平成26年宮崎県条例第12号) 附則ただし書に規定する改正規定の施行期日は、平成26年 6 月12日とする。

告 示

宮崎県告示第 322号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令 (昭和39年厚生省令第 8 号) 第 1 条第 1 項に規定する救急病院等と認定した。
平成26年 5 月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
串間市民病院	串間市大字西方7917番地

2 救急病院等の認定の有効期間

平成26年 5 月 1 日から平成29年 4 月30日まで

宮崎県告示第 323号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (

平成17年法律第 123号) 第54条第 2 項の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成26年 5 月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所在地	担当する医療の種類	指 定年月日
サン薬局 久保原店	都城市	薬局	平成26年 5 月 1 日
富高薬局 財光寺支店	日向市	薬局	平成26年 5 月 1 日
訪問看護ステーションはび	新富町	訪問看護	平成26年 5 月 1 日

宮崎県告示第 324号

地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第 158条第 1 項の規定により、歳入の収納の事務を次のとおり委託した。

平成26年 5 月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

委託した収納事務	委 託 先	委 託 期 間
林業・木材産業改善資金の貸付事業に係る貸付金の元利償還金及び違約金の収納事務	宮崎県森林組合連合会 宮崎中央森林組合 南那珂森林組合 都城森林組合 西諸地区森林組合 児湯広域森林組合 延岡地区森林組合 耳川広域森林組合 西臼杵森林組合 宮崎県木材協同組合連合会 日南製材事業協同組合 都城地区製材業協同組合 西都地区製材協同組合 西都造林素材生産事業協同組合 日向地区国有林材事業協同組合	平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで

宮崎県告示第 325号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成26年5月15日から平成26年5月29日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年5月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	国道	国道 2 68号	小林市野尻町三ヶ野山字岩瀬口32	旧	16.3～46.8	56.96
			13番63地先から同市同町三ヶ野山同字3213番117地先まで	新	16.3～28.4	56.96

宮崎県告示第 326号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成26年5月15日から平成26年5月29日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年5月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
430	県道	郷之原日南線	日南市北郷町大藤字古屋敷乙 267番 3 地先から同市同町大藤同字乙 405番 5 地先まで	旧	11.6～15.7	59.0
					4.6～9.3	57.0
				新	11.6～15.7	59.0

宮崎県告示第 327号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第 57号）第 3 条第 1 項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成26年5月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 川島第 1 地区

(1) 区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱 1 号から標柱 7 号までを順次結んだ線及び標柱 1 号と標柱 7 号を結んだ線により囲まれた土地の区域（昭和62年宮崎県告示第1030号で指定した区域を除く。）

(2) 標柱の表示

標柱番号	標 柱 の 存 す る 土 地
1	延岡市川島町1352-21
2	“ “ 899-1
3	“ “ 899-1
4	“ “ 899-1
5	“ “ 1080-1
6	“ “ 1080-5
7	“ “ 1080-5

宮崎県告示第 328号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成26年5月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域の箇所 (溪流) 番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
宮 崎 市	神 向	01- 201- 3 - 018	土 石 流
	塩 水 谷	01- 302- 1 - 002	土 石 流

塩水谷 2	01-302-2-003	土 石 流	2		
楠原川	01-302-1-003	土 石 流	塩水-1	Ⅱ-1-4273	急傾斜地の崩壊
黒草谷	01-302-1-004	土 石 流	塩水-1-新①	Ⅱ-1-4273-新①	急傾斜地の崩壊
石久保	01-302-2-001	土 石 流	塩水-1-新②	Ⅱ-1-4273-新②	急傾斜地の崩壊
年居谷	01-303-1-002	土 石 流	塩水-1-新③	Ⅱ-1-4273-新③	急傾斜地の崩壊
年居谷 3	01-303-2-003	土 石 流	塩水-1-新④	Ⅱ-1-4273-新④	急傾斜地の崩壊
三迫谷 2	01-303-2-002	土 石 流	塩水-1-新⑤	Ⅱ-1-4273-新⑤	急傾斜地の崩壊
浮田-1	I-1-0036	急傾斜地の崩壊	黒草-1-新①	Ⅱ-1-4265-新①	急傾斜地の崩壊
浮田-2	I-1-0037	急傾斜地の崩壊	黒草-2	Ⅱ-1-4266	急傾斜地の崩壊
大迫-2	Ⅱ-1-4157	急傾斜地の崩壊	黒草-2-新①	Ⅱ-1-4266-新①	急傾斜地の崩壊
志戸前-1	I-1-3011	急傾斜地の崩壊	黒草-3	Ⅱ-1-4267	急傾斜地の崩壊
岩戸前-2	Ⅱ-1-4088	急傾斜地の崩壊	石久保-1	I-1-3081	急傾斜地の崩壊
岩戸前-2-新①	Ⅱ-1-4088-新①	急傾斜地の崩壊	石久保-1-新①	I-1-3081-新①	急傾斜地の崩壊
岩戸前-2-新②	Ⅱ-1-4088-新②	急傾斜地の崩壊	石久保-2	Ⅲ-1-9241	急傾斜地の崩壊
大久保-1	I-1-0111	急傾斜地の崩壊	石久保-2-新①	Ⅲ-1-9241-新①	急傾斜地の崩壊
下大久保-1	Ⅱ-1-4239	急傾斜地の崩壊	年居-1	I-1-0148	急傾斜地の崩壊
下大久保-2	Ⅲ-1-9199	急傾斜地の崩壊	年居-2	I-1-0152	急傾斜地の崩壊
下大久保-2-新①	Ⅲ-1-9199-新①	急傾斜地の崩壊	年居-3	I-1-0153	急傾斜地の崩壊
正手-2-新①	I-1-0118-新①	急傾斜地の崩壊	年居-4	I-1-3093	急傾斜地の崩壊
正手-3	Ⅱ-1-2047	急傾斜地の崩壊	年居-5	Ⅱ-1-4346	急傾斜地の崩壊
松ノ木田-1	Ⅱ-1-4230	急傾斜地の崩壊	黒田	Ⅱ-1-4330	急傾斜地の崩壊
松ノ木田-1-新①	Ⅱ-1-4230-新①	急傾斜地の崩壊	黒田-新①	Ⅱ-1-4330-新①	急傾斜地の崩壊
松ノ木田-	Ⅱ-2-0319	急傾斜地の崩壊			

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土木整備部砂防課及

び宮崎土木事務所に備えおいて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 329号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成26年5月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害特別警戒区域の箇所（溪流）番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
宮崎市	塩水谷 2	01-302-2-003	土石流
	楠原川	01-302-1-003	土石流
	年居谷 3	01-303-2-003	土石流
	浮田 - 1	I-1-0036	急傾斜地の崩壊
	浮田 - 2	I-1-0037	急傾斜地の崩壊
	大迫 - 2	II-1-4157	急傾斜地の崩壊
	志戸前 - 1	I-1-3011	急傾斜地の崩壊
	岩戸前 - 2	II-1-4088	急傾斜地の崩壊
	岩戸前 - 2 - 新①	II-1-4088-新①	急傾斜地の崩壊
	岩戸前 - 2 - 新②	II-1-4088-新②	急傾斜地の崩壊
	大久保 - 1	I-1-0111	急傾斜地の崩壊
	下大久保 - 1	II-1-4239	急傾斜地の崩壊
	下大久保 - 2	III-1-9199	急傾斜地の崩壊
	下大久保 - 2 - 新①	III-1-9199-新①	急傾斜地の崩壊
	正手 - 2 - 新①	I-1-0118-新①	急傾斜地の崩壊
	正手 - 3	II-1-2047	急傾斜地の崩壊
	松ノ木田 - 1	II-1-4230	急傾斜地の崩壊

松ノ木田 - 1 - 新①	II-1-4230-新①	急傾斜地の崩壊
松ノ木田 - 2	II-2-0319	急傾斜地の崩壊
塩水 - 1	II-1-4273	急傾斜地の崩壊
塩水 - 1 - 新①	II-1-4273-新①	急傾斜地の崩壊
塩水 - 1 - 新②	II-1-4273-新②	急傾斜地の崩壊
塩水 - 1 - 新③	II-1-4273-新③	急傾斜地の崩壊
塩水 - 1 - 新④	II-1-4273-新④	急傾斜地の崩壊
塩水 - 1 - 新⑤	II-1-4273-新⑤	急傾斜地の崩壊
黒草 - 1 - 新①	II-1-4265-新①	急傾斜地の崩壊
黒草 - 2	II-1-4266	急傾斜地の崩壊
黒草 - 2 - 新①	II-1-4266-新①	急傾斜地の崩壊
黒草 - 3	II-1-4267	急傾斜地の崩壊
石久保 - 1	I-1-3081	急傾斜地の崩壊
石久保 - 2	III-1-9241	急傾斜地の崩壊
石久保 - 2 - 新①	III-1-9241-新①	急傾斜地の崩壊
年居 - 1	I-1-0148	急傾斜地の崩壊
年居 - 2	I-1-0152	急傾斜地の崩壊
年居 - 3	I-1-0153	急傾斜地の崩壊
年居 - 4	I-1-3093	急傾斜地の崩壊
年居 - 5	II-1-4346	急傾斜地の崩壊
黒田	II-1-4330	急傾斜地の崩壊
黒田 - 新①	II-1-4330-新①	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎土木事務所に備えおいて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 330号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第 252条の36第 1 項の規定により、次のとおり包括外部監査契約(以下「契約」という。)を締結した。

なお、契約を締結した相手方の資格を証する書面の写しを、平成26年5月15日から30日間、県庁前の掲示場に掲示する。

平成26年5月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 契約を締結した者の氏名及び住所
氏名 高 妻 和 寛
住所 宮崎市大字生目 325番地
- 2 契約の始期
平成26年4月1日
- 3 契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法
契約で定める基本費用の額並びに契約で定めるところにより算定した執務費用及び実費の額の合算
- 4 契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法
概算払

公 告

毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第 303号)第 8 条第 1 項第 3 号に規定する毒物劇物取扱者試験(一般毒物劇物取扱者試験、農薬用品目毒物劇物取扱者試験及び特定品目毒物劇物取扱者試験をいう。)を次のとおり実施する。

平成26年5月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 試験の日時
平成26年8月5日(火曜日)午前10時から正午まで
- 2 試験の場所
宮崎市霧島1丁目1番地1
J A・A Z Mホール
- 3 受験願書の受付期間
平成26年6月9日(月曜日)から6月20日(金曜日)まで(土曜日及び日曜日を除く。)
ただし、郵送の場合は、6月20日付けの消印のあるものまで有効とする。
- 4 受験願書の配布場所
県保健所
- 5 その他
詳細については、最寄りの県保健所又は宮崎県福祉保健部医療業務課業務対策室(電話0985(26)7060)に問い合わせること。

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第 5 条第 1 項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成26年5月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称) ドラッグコスモス加納店
宮崎市清武町加納1丁目15番 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野正晃
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館4階
- 3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野正晃
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館4階
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成26年12月29日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,511㎡
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
(1) 駐車場の位置及び収容台数
店舗北側 19台
店舗北西側 42台
合計 61台
(2) 駐輪場の位置及び収容台数
店舗北西側 10台
(3) 荷さばき施設の位置及び面積
建物北東側 27㎡
(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
店舗内北東側 9㎡
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後10時
(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前9時30分から午後10時30分まで
(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
2箇所 建物敷地北側及び北西側(駐車場No.1)
4箇所 駐車場敷地南東側、南側、北西側及び西側(駐車場No.2)
(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 8 届出年月日
平成26年4月28日
- 9 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
(1) 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
(2) 期間
平成26年5月15日から平成26年9月16日まで
- 10 意見書の提出先及び期間
(1) 提出先

宮崎県商工観光労働部商工政策課

(2) 期間

平成26年5月15日から平成26年9月16日まで

11 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成26年5月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
タイヨー佐土原店
宮崎市佐土原町下田島9091番 外38筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社タイヨー 代表取締役 清川和彦
鹿児島市南栄三丁目14番地
- 3 変更しようとする事項
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ① 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(変更前) 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後11時
(変更後) 開店時刻 午前7時 閉店時刻 午後11時
 - ② 来客が駐車場を利用することができる時間帯
(変更前) 午前8時30分から午後11時30分まで
(変更後) 午前6時30分から午後11時30分まで
 - ③ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
(変更前) 午前6時から午後8時まで
(変更後) 午前6時から午後10時まで
- 4 変更する年月日
平成26年5月1日
- 5 変更する理由
近年の消費者の消費行動の変化に対応するため。
- 6 届出年月日
平成26年4月30日
- 7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
 - (1) 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
 - (2) 期間
平成26年5月15日から平成26年9月16日まで
- 8 意見書の提出先及び期間
 - (1) 提出先
宮崎県商工観光労働部商工政策課
 - (2) 期間
平成26年5月15日から平成26年9月16日まで

平成26年5月15日から平成26年9月16日まで

9 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成26年5月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
グランド錦町
宮崎市錦町38番 外1筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社タイヨー 代表取締役 清川和彦
鹿児島市南栄三丁目14番地
- 3 変更しようとする事項
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ① 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(変更前) 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後11時
(変更後) 開店時刻 午前7時 閉店時刻 午後11時
 - ② 来客が駐車場を利用することができる時間帯
(変更前) 午前8時30分から午後11時30分まで
(変更後) 午前6時30分から午後11時30分まで
- 4 変更する年月日
平成26年5月1日
- 5 変更する理由
近年の消費者の消費行動の変化に対応するため。
- 6 届出年月日
平成26年4月30日
- 7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
 - (1) 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
 - (2) 期間
平成26年5月15日から平成26年9月16日まで
- 8 意見書の提出先及び期間
 - (1) 提出先
宮崎県商工観光労働部商工政策課
 - (2) 期間
平成26年5月15日から平成26年9月16日まで
- 9 意見書の記載事項
意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売

店舗の名称を日本語により記載すること。

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成26年 5月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 地籍調査を行った者の名称

延岡市

2 地籍調査を行った期間

平成24年 5月 1 日から平成25年11月28日

3 地籍調査を行った地域

延岡市北方町地番区域午の一部

4 認証年月日

平成26年 5月 1 日

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、北郷町土地改良区（日南市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成26年 5月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	福 田 浩 二	日南市北郷町大藤乙 521番地 1

（任期：平成27年 3月31日まで）

2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	外 山 明 仁	日南市北郷町大藤乙 519番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、堤土地改良区（小林市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成26年 5月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	山 田 孝 人	小林市堤2838番地
理 事	井之前 勝 則	小林市堤2271番地 2
理 事	小 川 了 嗣	小林市堤3565番地 4
理 事	大 山 次 義	小林市堤4320番地 1
理 事	川 野 輝 夫	小林市堤2080番地
理 事	平 昭 治	小林市堤3869番地

監 事	小 川 敏 夫	小林市堤3417番地
監 事	古 川 昭 藤	小林市堤4695番地 2

（任期：平成29年11月20日まで）

2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	山 田 孝 人	小林市堤2838番地
理 事	井之前 勝 則	小林市堤2271番地 2
理 事	小 川 了 嗣	小林市堤3565番地 4
理 事	大 山 秋 夫	小林市堤4305番地 2
理 事	川 野 輝 夫	小林市堤2080番地
理 事	平 昭 治	小林市堤3869番地
監 事	山 下 忠	小林市堤3417番地
監 事	古 川 昭 藤	小林市堤4695番地 2

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、奈留土地改良区（串間市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成26年 5月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	野 辺 忠 徳	串間市大字秋山2392番地 2
理 事	野 辺 秀 男	串間市大字奈留1709番地
理 事	黒 木 秀 次 郎	串間市大字奈留3275番地 1
理 事	野 辺 英 春	串間市大字奈留1677番地
理 事	島 田 武 嗣	串間市大字奈留1035番地
理 事	島 田 房 光	串間市大字奈留1044番地
理 事	島 田 泰 史	串間市大字奈留1054番地
理 事	武 田 節 良	串間市大字秋山 762番地 5
監 事	野 辺 光 男	串間市大字秋山2439番地

監 事	野 辺 誠 次	串間市大字奈留3023番地
監 事	林 章 一	串間市大字奈留1048番地

(任期：平成30年3月31日まで)

2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	野 辺 忠 徳	串間市大字秋山2392番地 2
理 事	野 辺 寛 雄	串間市大字奈留1685番地
理 事	山 下 荘 次	串間市大字奈留3270番地 2
理 事	野 辺 英 春	串間市大字奈留1677番地
理 事	島 田 有 二	串間市大字奈留1402番地
理 事	島 田 泰 史	串間市大字奈留1054番地
理 事	武 田 節 良	串間市大字秋山 762番地 5
監 事	矢 野 政 次	串間市大字奈留3158番地
監 事	島 田 潤 二	串間市大字奈留1051番地
監 事	野 辺 光 男	串間市大字秋山2439番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、花ヶ島土地改良区（宮崎市）から平成26年 4 月 1 日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成26年 5 月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第87条第 1 項の規定により、細野第 1 地区県営土地改良事業（小林市、畑地帯総合整備事業（担い手支援型））に係る土地改良事業計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成26年 5 月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 縦覧に供する書類
策定に係る土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成26年 5 月15日から平成26年 6 月12日まで
- 3 縦覧場所
小林市役所経済土木部農業振興課内
- 4 その他
この公告に係る土地改良事業計画（以下「この計画」という。）に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して異議申立てをすることができる。
また、異議申立ての決定に対して不服があるときは、当該決定

があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県知事が被告の代表者となる。）、当該決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

なお、土地改良法第87条第10項の規定により、この計画についての異議申立てに係る決定に対してのみ、取消しの訴えを提起することができる。

建設業法（昭和24年法律第 100号）第28条第 3 項の規定により、建設業者の営業の一部の停止を次のとおり命じた。

平成26年 5 月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 処分をした年月日
平成26年 5 月 7 日
- 2 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地及び許可番号
株式会社高英建設
宮崎県宮崎市大塚台西 2 - 33 - 11
宮崎県知事許可（般・特-21）第5835号
- 3 処分を受けた者の代表者の氏名
日高 渉
- 4 処分の内容
平成26年 5 月22日から平成26年 6 月12日までの22日間、建築工事業に係る営業のうち、民間工事に係るものの営業停止を命じる。

（注 1） 「建築工事業に係る営業」とは、注文者から建築一式工事を請け負う営業をいう。

（注 2） 「民間工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第 117号）第 2 条第 2 項に規定する特定事業に係る建設工事以外の建設工事をいう。

- 5 処分の原因となった事実
株式会社高英建設は、民間発注の店舗新築工事において、直接的雇用関係がない出向者を専任の監理技術者として工事現場に配置した。

また、同工事において、適正な施工体制台帳を作成しなかった。

これらのことは、建設業法第26条第 2 項及び同法第24条の 7 に違反し、同法第28条第 1 項第 2 号に該当する。

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第 2 項の規定により、宮崎県公報第2582号により公告した公共測量（水準点測量）が平成26年 4 月21日終了した旨、西日本高速道路株式会社九州支社宮崎高速道路事務所長から通知があった。

平成26年 5 月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成26年 5 月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 競争入札に付する事項

- (1) 調達件名 トナーカートリッジ等の単価契約
- (2) 調達案件の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入期限 契約締結の日から平成27年3月31日まで
- (4) 入札方法 (1)の物品について入札を実施する。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 競争入札に参加する者に必要な資格要件
この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。
- (1) 平成26年宮崎県告示第130号に規定する資格を有する者
ただし、指名停止期間の決定を受けている者でないこと。
- (2) 納入する物品の仕様を満たし、当該物品を確実に納入できると認められる者であること。
- (3) 本件の物品について、納入先の求めに応じ物品の取替等に速やかに対応できると認められる者であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て（以下これらを「申立て」という。）がなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とする。
- (6) 経営者等（法人にあっては役員又は支社、支店若しくは営業所の代表者、個人にあってはその者又は支社、支店若しくは営業所の代表者をいう。）が、暴力団関係者（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）若しくは暴力団員と交わりを持つ者をいう。）である者又は暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し若しくは利用していると認められる者でないこと。
- 3 入札参加者に求められる義務
入札に参加しようとする者は、次の必要書類を平成26年6月20日午後5時までに下記12の場所に提出（郵送（信書便（書留））での提出可。ただし、平成26年6月20日午後5時必着とする。）しなければならない。
なお、提出された書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。
- (1) 入札参加届（参加申請後、入札に参加しないこととした場合は、理由を記載した辞退届を書面で入札の前日までに提出すること。）
- (2) 納入物品一覧表（仕様書で示す規格商品以外の商品で入札に参加しようとする場合には、当該商品の仕様、規格及び品番の分かるカタログ等を宮崎県警察本部警務部情報管理課に提出し、平成26年6月20日午後5時までに事前承認を受けなければならない。）
- 4 契約条項を示す場所及び期間
- (1) 場所
郵便番号 880-8509 宮崎県宮崎市旭1丁目8番28号
宮崎県警察本部警務部会計課用度係
電話番号0985（31）0110
- (2) 期間
平成26年5月15日から平成26年6月24日まで
（土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで）
- 5 資格要件の審査を申請する時期及び場所
- (1) 時期
平成26年5月15日から平成26年6月20日まで
（土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで）
- (2) 場所
4(1)に同じ。
- 6 入札説明書及び仕様書の交付
- (1) 場所
4(1)に同じ。
- (2) 期間
平成26年5月15日から平成26年6月20日まで
（土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで）
- 7 入札書を送付により提出する場合の提出場所、提出期限及び提出方法
- (1) 場所
4(1)に同じ。
- (2) 提出期限
平成26年6月24日（火）午後5時（入札当日に持参する場合を除く。）
- (3) 提出方法
信書便（書留）による。
- 8 入札及び開札の場所及び日時
- (1) 場所
郵便番号 880-8509 宮崎県宮崎市旭1丁目8番28号
宮崎県警察本部1階102会議室
- (2) 日時
平成26年6月25日（水）午後1時30分
- (3) 提出方法
持参又は信書便（書留）による。
- 9 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金
入札保証金については、宮崎県財務規則第100条の規定による。
- (2) 契約保証金
契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次のア又はイに該当すると認められる場合は、契約保証金の納付が免除される。
ア 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合
イ 過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- 10 入札の無効に関する事項
宮崎県財務規則第125条に規定する入札は、無効とする。
- 11 落札者の決定の方法
予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。

- 12 契約に関する事務を担当する部局
郵便番号 880-8509 宮崎県宮崎市旭 1 丁目 8 番 28 号
宮崎県警察本部会計課用度係
電話番号0985 (31) 0110
- 13 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 14 その他
 - (1) この競争入札による調達、世界貿易機関 (WTO) に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
 - (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達の停止等を要請する場合がある。この場合、

- 調達手続の停止等があり得る。
- (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。
- 15 Summary
 - (1) Nature and quantity of the product to be purchased:A Toner Cartridge and the other items.
The term of a contract is to be held from the conclusion of a contract to the 31 March, 2015.
 - (2) Time limit for tender 1:30p.m.25 June, 2014.
 - (3) Contact point for the notice: Finance Division, Miyazaki Prefectural Police Headquarters, 1-8-28 Asahi,Miyazaki City, Miyazaki Pref. 880-8509, Japan. TEL:0985-31-0110

公安委員会規則

宮崎県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成26年 5 月15日

宮崎県公安委員会委員長 藤 田 紀 子

宮崎県公安委員会規則第 8 号

宮崎県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

宮崎県道路交通法施行細則（昭和35年宮崎県公安委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(講習修了証書等の交付) 第39条 公安委員会は、次の各号に掲げる講習を修了し、又は終了した者に対して、それぞれ当該各号に定める修了証書等を交付するものとする。 (1) [略] (2) 取消処分者講習 <u>取消処分者講習終了証書</u> (別記様式第37号) (3)~(5) [略]	(講習修了証書等の交付) 第39条 公安委員会は、次の各号に掲げる講習を修了し、又は終了した者に対して、それぞれ当該各号に定める修了証書等を交付するものとする。 (1) [略] (2) 取消処分者講習 <u>取消処分者講習終了証明書</u> (別記様式第37号) (3)~(5) [略]

別記様式第27号を次のように改める。

様式第27号 (第38条関係)

取消処分者講習受講申請書			
年 月 日			
宮崎県公安委員会 殿			
氏名・生年月日			年 月 日生
住 所			
免許欠格期間満了日	年 月 日		
講 習 の 種 別	四輪車講習 ・ 二輪車講習		
講 習 日	年 月 日		
講 習 場 所	宮崎県警察本部交通部運転免許課		
手 数 料			

備考1 氏名・生年月日、住所の欄は、明瞭に楷書で記載すること。

2 手数料の欄には、宮崎県収入証紙を貼り付けること。

別記様式第37号を次のように改める。

様式第37号 (第39条関係)

第

号

写 真

(押し出しスタンプ)

取 消 処 分 者 講 習 終 了 証 明 書

住 所

氏 名

年 月 日生

上記の者は、 年 月 日道路交通法第108条の2第1項第2号に
掲げる取消処分者講習を終了した者であることを証明する。

年 月 日

宮 崎 県 公 安 委 員 会

備考 写真は、講習前6月以内に撮影した、無帽、正面上三分身、無背景の縦の長さ
3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、改正前の宮崎県道路交通法施行細則の規定により交付された取消処分者講習終了証書は、この規則による改正後の宮崎県道路交通法施行細則の規定により交付された取消処分者講習終了証明書とみなす。

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第7号

警備業法（昭和47年法律第 117号。以下「法」という。）第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

平成26年5月15日

宮崎県公安委員会委員長 藤 田 紀 子

1 講習の種類、警備業務の区分、実施日及び定員

種 類	警備業務の区分	講 習 の 実 施 日	定員
新規取得講習	2号警備業務	平成26年7月30日（水）から 8月7日（木）まで（土曜日 及び日曜日を除く。）	30人

2 講習の対象者

講習の対象者は、法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証（以下「資格者証」という。）又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「講習修了証明書」という。）を有しない者で、かつ、受講申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 最近5年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- (2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第23条第4項に規定する合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- (3) 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事している者
- (4) 検定規則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者
- (5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事している者

3 講習の場所

宮崎市学園木花台西2丁目4番地3

宮崎県技能検定センター（旧名称宮崎地域職業訓練センター）

電話0985-58-1570

4 受講申込書の提出方法等

(1) 提出先

受講申込者の住所地を管轄する警察署とする。ただし、受講申込者が警備員である場合は、その属する営業所の所在地を管轄する警察署でも良いこととする。

(2) 提出日時

警備業務の区分	提 出 日 時
2号警備業務	平成26年6月16日（月）から6月27日（金） まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9 時から午後5時まで

(3) 提出方法

提出は、申込者本人によることを原則とするが、申込者が警備員であって、その属する営業所の従業員に委任状を託しての代理申込については認める。郵送による申込は認めない。

(4) 提出書類等

- ア 受講申込書（受講申込者の写真（申請前6月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景のもの）を貼り付けたもの）
- イ 2に掲げる要件に該当することを証明する次の書面
 - (ア) 2の(1)に該当する者
当該警備業務の区分に係る警備業務従事証明書及び履歴書
 - (イ) 2の(2)に該当する者
検定規則第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し
 - (ウ) 2の(3)に該当する者
検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書
 - (エ) 2の(4)に該当する者
旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し
 - (オ) 2の(5)に該当する者
旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

5 手数料

受講申込時、次表の手数料に相当する額の宮崎県証紙により納入すること。

種 類	警備業務の区分	手数料
新規取得講習	2号警備業務	38,000円

納入された手数料は、受講辞退その他いかなる場合にも返還しない。

6 その他

- (1) この講習の実施に際して収集する個人情報、この講習に関する目的以外には使用しない。
- (2) 本件に関する問合せは、宮崎県警察本部生活安全部生活安全

企画課警備係（電話代表0985-31-0110）に行うこと。